入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年5月12日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　石橋　良啓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成28―31年度長安口ダム選択取水設備工事

⑶　工事場所　徳島県那賀郡那賀町長安地先

⑷　工事内容

選択取水設備

・低層取水ゲート設備（鋼製ローラゲート純径間4,500㎜×有効高（斜長）17,045㎜　保安ゲート付、取水スクリーン、遮水蓋）２門

・表中層取水ゲート設備（多段式鋼製ローラゲート（純径間4,700㎜×有効高（斜長）18,400㎜（上段扉、下段扉２門構造）、鋼製取水路、取水スクリーン、遮水蓋）２門

・付属設備　１式

⑸　工期　平成32年３月31日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

４）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

７）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

８）本工事は、発注者が本工事の積算に必要な機器単体品価格等について見積りを求める工事である。また、標準歩掛のない歩掛については、見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑾までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年５月12日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成28―31年度長安口ダム選択取水設備工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち、「機械設備工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成13年度以降に元請けとして、維持放流の水質確保を目的とした以下に示すㇷ゚又はㇳの要件、あるいは、洪水処理を目的とした以下に示すㇴの要件を満足するダム用ゲート設備を自ら製作し、据付した工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成13年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。

「自ら製作し、据付した」とは、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器である扉体・戸当りを製作し、設備全体を施工した場合とする。

ㇷ゚　最大取水量30.0㎥／ｓ以上の直線多段式又は直線多重式選択取水ゲート

ㇳ　最大取水量42.0㎥／ｓ以上の円形多段式、半円形多段式又は連続サイホン式選択取水ゲート

ㇴ　１門当たりの通水断面積85.0㎡以上のローラゲート又はラジアルゲート（ただし、クレスト、オリフィス及びコンジットゲート設備を対象とする。）

また、上記ㇷ゚、ㇳ又はㇴにおいて製作と、その据付が別件工事の場合は、合わせて１件の工事とみなす。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事が出来る。

専任期間としては、平成28年12月上旬から平成32年３月下旬を予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成13年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑷に掲げる工事）の据付工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、特定建設共同企業体である場合にあっては代表構成員の配置予定技術者が、平成13年度以降に元請けとして同種工事（上記⑷に掲げる工事）の据付工事の経験を有していること。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

５）配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

６）上記１）から４）について確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、入札に参加できない場合がある。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、本工事に申請書を提出した者の間において資本関係又は人的関係がある者については、資本関係又は人的関係がある者全ての競争参加を認めない。